

令和3年4月12日

担当課名	土木部建設企画課
内線番号	3027
直通番号	095 - 894 - 3027
担当者名	大浦・梶本

不正行為を起こした有資格業者の指名停止について

標記について、下記のとおり指名停止を行うこととしたのでお知らせします。

記

1. 指名停止となった有資格業者

名称 株式会社 建協
許可番号 知事許可 第8435号
所在地 佐世保市万徳町1-2

2. 指名停止の期間

令和3年4月13日から令和3年10月12日まで(6ヶ月間)

3. 指名停止の理由

(株)建協は、平成28年3月31日を審査基準日とする経営事項審査を含む5カ年分の経営事項審査において、完成工事高を水増し計上することによる虚偽申請を行い、当該虚偽申請に基づいて得た経営事項審査結果通知書を用いて公共工事の発注者に対して入札参加資格申請をおこなった。

これにより、建設業法第28条第1項第2号に該当し、令和3年4月1日に長崎県より営業停止処分を受けた。

さらに虚偽申請で得られた資格をもとに、平成29年度以降参加した工事の入札で3件受注したため。

長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領第2条「別表第1第1号(虚偽記載)」及び「別表第2第8号(建設業法違反行為)」該当